

工事請負契約に係る設計変更ガイドライン

制定 平成29年度

最終改正 令和3年度

山武郡市広域水道企業団

目 次

1	ガイドラインの目的	1
2	設計変更の基本事項	1
(1)	定義	1
(2)	設計変更の基本原則	1
(3)	設計変更が認められる場合	1
(4)	設計変更が難しい場合	3
3	発注者の留意事項	4
4	受注者の留意事項	4
5	設計変更を行う場合の手続き	4
6	設計変更を行う場合の具体的な事例	5
(1)	設計図書が互いに一致しない場合(契約書第 19 条第 1 項第 1 号)	5
(2)	設計図書に誤謬又は脱漏がある場合(契約書第 19 条第 1 項第 2 号)	7
(3)	設計図書の表示が明確でない場合(契約書第 19 条第 1 項第 3 号)	7
(4)	設計図書と実際の工事現場が一致しない場合(契約書第 19 条第 1 項第 4 号)	7
(5)	予期することのできない特別な状況が生じた場合(契約書第 19 条第 1 項第 5 号)	8
(6)	発注者が必要と認め、設計変更を行う場合(契約書第 20 条)	8
(7)	工事を一時中止すべき場合(契約書第 21 条)	8
(8)	受注者の責めに帰すことのできない事由により工期内に工事を完成することができない場合(契約書第 22 条)	11
7	仮設・施工方法における「指定」と「任意」の運用	11
8	設計変更に伴う契約変更の手続き	12
9	補足	13
	別記様式	14
	参考資料	18

1 ガイドラインの目的

山武郡市広域水道企業団では、建設工事の設計変更及び変更契約を行う場合、「建設工事請負契約書」（以下、「契約書という。」）に基づき、変更手続きを行っている。

この工事請負契約に係る設計変更ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）は、これらの規定を補完し、設計変更及び変更契約における手続きを明確化することにより、適正な契約の執行を図るものである。

本ガイドラインは、契約書を踏まえ、設計変更や工事の一時中止を行う際に発注者及び受注者双方の留意点や設計変更を行う事例を明示することで、契約関係における責任の所在の明確化及び契約内容の透明性を確保し、設計変更を行う場合の手続きの円滑化及び適正化を図ることを目的とする。

2 設計変更の基本事項

(1) 定義

ア 設計変更

発注者が示した設計図書を受注者に行った工事の変更指示に基づき、発注者が変更することをいう。

イ 契約変更

設計変更に伴う請負代金額の変更又は工期の変更の決定に基づき契約の変更を行うことをいう。（例外として設計変更を行わずに契約変更する場合もある。）

(2) 設計変更の基本原則

設計変更に伴う契約変更の範囲は、次の規定を準用するものとする。

（「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」（昭和44年3月31日建設省東地厚発第31号の2））

ア 設計表示単位（数値基準）に満たない設計変更は、契約変更の対象としない。

イ 一式工事については、受注者に図面、仕様書又は現場説明において設計条件又は施工方法を明示したものにつき、当該設計条件又は施工方法を変更した場合を除き、原則として、契約変更の対象としない。

ウ 変更見込金額が請負代金額の30%を超える工事又は2000万円以上の工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合を除き、原則として、別途に契約とするものとする。

エ 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。

(3) 設計変更が認められる場合

発注者（監督職員）の指示を受け施工するなど、正規の手続きを経た場合は、原則として設計変更できる。

ア 具体的な事例

（ア） 仮設（任意を含む）において、条件明示の有無にかかわらず当初発注時で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合。
（工事打合簿による協議）

表2 指定・任意の考え方

	指 定	任 意
設計図書	仮設、施工方法について具体的に指定します。(契約条件として位置付け)	施工方法について具体的には指定しません。 (契約条件ではないが、参考図として明示し、積算に使用した標準的工法等を示すこともある)
仮設・施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要。	受注者の任意。(施工計画書等の承諾が必要)
施工方法の変更がある場合の設計変更	変更できる。	変更できない。
設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合の設計変更	変更できる。	変更できる。

(2) 指定する場合の事例

- ア 関係官公署との協議により制約条件のある場合。
- イ 特許工法又は特殊工法を採用する場合。
- ウ その他、環境対策等、第三者に特に配慮する必要がある場合。
- エ 他の工事等に使用するため、仮設物を工事完成後も存置する必要がある場合等。

(3) 設計変更時の留意点

任意仮設は、受注者がその責任において定めるものであり、原則として設計変更の対象としない。ただし、設計図書に明示された「施工方法等」を選定するため、必要な条件に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。なお、指定仮設は、設計変更の対象とする。

8 契約変更の手続き

「5 設計変更を行う場合の手続き」の規定により、設計変更を行うこととした工事の変更契約の手続きは、次のとおり行うものとする。

(1) 建設工事請負契約

ア 設計図書の変更及び契約変更の協議

設計図書の変更内容の受注者への通知並びに、工期の変更及び請負代金額の変更の協議については、契約書約款第21条並びに、第26条第1項及び第27条第1項の規定により、別記第1号様式に変更設計図書を添付し、受注者に送付し行うものとする。

イ 変更契約の協議の回答

受注者はアの協議について、契約変更の内容を確認し、別記第2号様式により期日までに回答しなければならない。

ウ 変更契約の締結

受注者からイの変更契約の協議について、異議がない旨の回答があったときは、変更契約を締結する。

なお、意義がある旨の回答があったときは、必要に応じて変更設計図書を精査し、再度契約変更の手続きを行うものとする。

(2) 請書

請書により発注した工事の契約変更の手続きについては、(1)の規定を準用し行うものとする。この場合、ア中の「契約書約款第20条並びに、第24条第1項及び第25条第1項の規定により」は削除し、「別記第1号様式」は「別記第1号の2様式」又は「別記第1号の4様式」と読み替えて行うものとする。

(3) 建設工事に係る業務委託契約

建設工事に係る業務委託の契約変更の手続きについては、(2)の規定を準用し行うものとする。この場合、「別記第1号の2様式」は「別記第1号の3様式」と読み替えて行うものとする。

9 補足

このガイドラインに定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

第2号様式

年 月 日

山武郡市広域水道企業団
企業長 様

受注者 住 所
氏 名

契約変更の協議について（回答）

年 月 日付け 第 号で協議のありましたこのことについて、
下記のとおり回答します。

記

- 1 工事等名称
- 2 協議の回答 異議 あり ・ なし
- 3 異議の内容（異議ありの場合）

設計変更請負額の算出根拠

	計 算 式	備 考
設計変更請負額	$= \frac{\text{当初請負額}}{\text{当初設計額}} \times \text{変更設計額} =$ $= \text{—————} \times \text{—————} =$ $= \text{—————} \text{ (千円未満切捨て)}$	消費税抜き金額(工事価格)で計算する。
消 費 税	$= \text{設計変更請負額} \times 0.08 =$ $= \text{—————}$	1円未満の端数は切捨てとする。
変更請負額	$= \text{設計変更請負額} + \text{消費税} =$ $= \text{—————}$	
増 減	$= \text{変更請負額} - \text{当初請負額}$ $= \text{—————}$	消費税込み(変更請負額)で計算する。増・減いずれかを○で囲む。

参考資料

設計変更に伴う契約変更の取扱いについて

昭和 44 年 3 月 31 日 建設省東地厚発第 31 号の 2
官房長から各地方建設局長（東北を除く。）あて

標記について、東北地方建設局長から別紙 1 のとおり照会があり、これに対して別紙 2 のとおり回答したので、今後これに準拠して処理することにつき特に異議がないので 了知するよう通知する。

別紙 1

設計変更に伴う契約変更の取扱いについて（照会）

昭和 44 年 3 月 22 日 東建契 44 第 132 号
東北地方建設局長から官房長あて

標記について、別紙により実施してよろしいか照会する。

別紙

設計変更に伴う契約変更の取扱いについて

（目的）

- 1 この取扱いは、設計変更に伴う契約変更の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、契約に関する事務の簡素化と合理化を図るとともに、請負代金の支払を迅速にする等請負契約の双務性の維持等に資することを目的とする。

（定義）

- 2 この取扱いにおいて、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 一 設計変更 工事請負標準契約書第 15 条及び第 16 条（編注：現行の工事請負契約書では第 18 条及び第 19 条に当たる。）の規定により図面又は仕様書（土木工事にあつては、金額を記載しない設計書を含む。以下同じ。）を変更することとなる場合において、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ請負者に指示することをいう。
 - 二 単価、工事量又は一式工事費の変更 設計変更に伴い、工事費内訳明細書（以下「内訳書」という。）の単価、工事量又は一式工事費を増減することとなる場合をいう。

（注）単価の変更とは、工事現場の実態によりコンクリート側溝の壁厚を変更したために単価に変更があるようなものをいい、工事量の変更とは、工事現場の実態により単価の変更を生ずることなく工事量を増減することをいい、一式工事費の変更とは、数量を一式として表示した工事（以下「一式工事」という。）のうち請負者に設計条件又は施工方法を変更し、その結果当該工事費に増減を生ずることをいう。

工事支障物件等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物件が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等
薬液注入関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等 2. 工事現場発生品がある場合は、その品目、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等 3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引き渡し場所、引き渡し期間等 4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容 5. 仮設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 6. 工事用電力等を指定する場合は、その内容 7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 8. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期 9. 給水の必要がある場合は、取水箇所・方法等

条件明示について

平成14年3月28日 国官技第369号の2
国土交通省大臣官房技術調査課長から 都道府県担当部長
政令都市担当局長 あて

標記について、別紙のとおり通知したので、参考までに送付します。

施工条件明示について

平成 14 年 5 月 30 日 国営計第 24 号
営繕計画課長から 地方整備局等営繕部長あて

国土交通省直轄の営繕工事を請負施工に付する場合における工事の設計図書に明示すべき施工条件について、「建設省営計発第 22 号」（平成 3 年 3 月 27 日付け）に補足追加し、明示項目及び明示事項（案）をとりまとめたので参考にされたく通知する。

なお、「施工条件明示について」（平成 3 年 3 月 27 日）建設省営計発第 22 号は廃止する。

記

1. 目 的

「対象工事」を施工するにあたって、制約を受ける当該工事に関する施工条件を設計図書に明示することによって、工事の円滑な執行に資することを目的とする。

2. 対象工事

平成 14 年 5 月 30 日以降に入札する国土交通省直轄の営繕工事とする。

3. 明示項目及び明示事項（案）

別紙

4. 明示方法

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

5. その他

- (1) 明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、契約書の関連する条項に基づき甲・乙協議できるものであること。
- (2) 現場説明時の質問回答のうち、施工条件に関するものは、質問回答書により、文書化すること。
- (3) 施工条件の明示は、工事規模、内容に応じて適切に対応すること。なお、施工方法、機械施設等の仮設については、施工者の創意工夫を損なわないよう表現上留意すること。

明示項目	明 示 事 項
工程関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容並びに他の工事の内容及び開始又は完了の時期 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容並びに成立見込み時期 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定の条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容 5. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間 6. 設計工程上見込んでいる休日日数以外の作業不能日数等
用地関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 施工のための仮用地等として施工者に、官有地等を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
公害関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事に伴う公害防止(騒音、振動、粉塵、排出ガス等防止)のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等の指定が必要な場合は、その内容 2. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等が予測される場合、又は、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後等調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等
安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事において施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 4. 交通誘導員の配置を指定する場合は、その内容 5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容
工事用道路関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般道路を搬入、搬出路として使用する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2) 搬入、搬出路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容

	<p>2. 仮道路を設置する場合</p> <p>(1) 仮道路の仕様と設置期間及び工事終了後の処置</p>
仮設備関係	<p>1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等</p> <p>2. 仮設備の構造、工法及びその施工範囲を指定する場合は、その構造、工法及びその施工範囲</p> <p>3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容</p>
建設副産物関係	<p>1. 建設発生土が発生する場合は、その受入場所及び仮置き場所までの距離等及び処分又は保管条件</p> <p>2. 建設副産物の現場内での再利用又は減量化が必要な場合は、その内容</p> <p>3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離等の処分条件</p>
工事支障物件等	<p>1. 地上、地下等における占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等</p> <p>2. 地上、地下等の占用物件に係る工事期間と重複して施工する場合は、その工事内容、期間等</p>
排水関係	<p>1. 排水の工法、排水処理の方法及び排水の放流先等を指定する場合は、その工法、処理の方法、放流先、予定される排水量、水質基準及び放流費用</p> <p>2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間</p>
薬液注入関係	<p>1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等</p> <p>2. 周辺環境に与える影響の調査が必要な場合は、その内容</p>
その他	<p>1. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等</p> <p>2. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等</p> <p>3. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件及びその内容等</p> <p>4. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件</p> <p>5. 工事用水及び工事用電力等を指定する場合は、その内容</p> <p>6. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容</p> <p>7. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期</p>

山武郡市広域水道企業団
設計変更ガイドライン

制定 平成29年度
最終改正 令和3年度